**大竹市有害鳥獣捕獲奨励金に係る証拠書類等について**

**令和４年１０月**

他県において、捕獲した個体の証拠物を偽造する不適切な事案が発生していることから、市において、虚偽申請等の未然防止の一層の強化を図ることを目的に、証拠書類を下記のように定めました。

**１　証拠書類等**

　証拠書類等は、原則、下記のとおり提出してください。

**〇捕獲及び捕獲日が分かる証拠写真**

　　※これまで提出していただいていた「尾」は、提出する必要はありません。

　　**〇免状を新規及び更新された方は、免状の写し**

**≪証拠写真の撮り方≫**

①　捕獲個体は、原則撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、頭部が右側にくる（右脇腹が写る）状態にすること。

②　個体の胴体部にスプレーで捕獲年月日をマーキングして撮影すること。

※スプレーの色は識別できれば何色でも可。

例

R5.2.10